保険特別勘定　貸借対照表

（平成21年3月31日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預貯金	60,250,583,310	保険契約準備金	91,510,725,422
預貯金	60,250,583,310	支払備金	2,347,925,433
買入金銭債権	7,998,843,557	責任準備金	89,162,799,989
有価証券	19,231,707,213	その他負債	1,928,181,720
国債	1,488,413,530	共同保険借	456,507
地方債	1,476,949,892	再保険借	14,158,888
社債	13,103,630,000	外国再保険借	27,602,058
株式	414,713,791	未払金	1,859,755,336
外国証券	2,748,000,000	仮受金	26,208,931
貸付金	1,883,757,449	特別法上の準備金	58,534,508
保険約款貸付	1,358,757,449	価格変動準備金	58,534,508
一般貸付	525,000,000		
有形固定資産	1,090,147	（負債合計）	93,497,441,650
その他の有形固定資産	1,090,147		
その他資産	279,593,756		
未収保険料	26,084,770		
再保険貸	18,558,148	利益剰余金	△3,877,974,783
外国再保険貸	1,386,829	その他利益剰余金	△3,877,974,783
未収金	60,087,831	繰越利益剰余金	△3,877,974,783
未収収益	139,481,508		
預託金	33,739,229	その他有価証券評価差額金	23,397,765
仮払金	255,440		
その他の資産	1	（純資産合計）	△3,854,577,018
貸倒引当金	△2,710,800		
資産合計	89,642,864,632	負債・純資産合計	89,642,864,632

保険特別勘定　損益計算書

（自　平成20年4月1日　至　平成21年3月31日）　（単位：円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用	32,747,592,834	経常収益	31,991,466,450
保険引受費用	31,616,129,268	保険引受収益	31,769,545,837
正味支払保険金	1,067,016,422	正味収入保険料	△52,008,837
損害調査費	74,386,210	収入積立保険料	△130,293,415
諸手数料及び集金費	81,855,151	積立保険料等運用益	835,604,806
満期返戻金	30,374,910,390	支払備金戻入額	111,879,021
為替差損	5,433,825	責任準備金戻入額	31,004,155,704
その他保険引受費用	12,527,270	その他保険引受収益	208,558
資産運用費用	3,048,749	資産運用収益	44,177,740
有価証券評価損	3,048,749	利息及び配当金収入	879,782,546
営業費及び一般管理費	1,087,092,205	積立保険料等運用益振替	△835,604,806
その他経常費用	41,322,612	その他経常収益	177,742,873
支払利息	20,774,870	その他の経常収益	177,742,873
その他の経常費用	20,547,742	一般勘定より受入	0
特別損失	3,422,866	特別利益	50,942,448
固定資産処分損	491,058	その他特別利益	50,942,448
特別法上の準備金繰入額	2,931,808	（当期損失）	
価格変動準備金繰入額	2,931,808	当期純損失金	708,606,802
合計	32,751,015,700	合計	32,751,015,700

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりである。

（1）　子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっている。

（2）　その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっている。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいている。

（3）　その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっている。

2．有形固定資産の減価償却は、定率法によっている。

3．貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上している。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上している。

今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上している。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上することとしているが、当期に関しては上記期間における貸倒実績がないため、計上していない。

4．価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第１１５条の規定に基づき計上している。

5．消費税等の会計処理は税抜方式によっている。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっている。

6．所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第１３号（平成５年６月１７日（企業会計審査会第一部会）、平成１９年３月３０日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第１６号（平成６年１月１８日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成１９年３月３０日改正））を適用し、リース取引開始日が平成２０年４月１日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これに伴う損益に与える影響はありません。